

第1章

都市計画マスタープランの概要

1	役割.....	2
2	性格及び位置づけ.....	2
3	計画区域.....	4
4	目標年次.....	4
5	都市計画マスタープランの構成.....	4

1

役割

都市計画マスタープランは、正確には市町村の「都市計画に関する基本方針」といい、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、将来の「まち」のあるべき姿を示すとともに、大きく次の3つの役割があります。

- (1) 実現すべきまちの将来像を示す
- (2) 個別の都市計画の決定・変更の指針となる
- (3) 住民参加によるまちづくりを促す

2

性格及び位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2で規定する法定計画です。当該市町村を含む「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（岩手県が定める盛岡広域都市計画区域マスタープラン）、議会の議決を経て定められた「市町村の建設に関する基本構想」（矢巾町総合計画基本構想）に即することとなっています。

矢巾町都市計画マスタープランは、矢巾町のこれからのまちづくりについて、町民や事業者等の指標となるものであり、関係機関に対して基本的な考え方を示すことにより、理解と協力を得るためのものです。

■上位計画

◇県の計画

岩手県総合計画

国土利用計画岩手県計画

岩手県都市計画ビジョン

盛岡広域都市計画区域マスタープラン

◇町の計画

矢巾町総合計画基本構想

国土利用計画矢巾町計画

即
す

即
す

■町の関連計画

矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略

矢巾町地域公共交通網形成計画

矢巾町空家対策計画

矢巾農業振興地域整備計画

矢巾町森林整備計画

やはば水道ビジョン

矢巾町地域防災計画

矢巾町新エネルギービジョン

矢巾町地域福祉計画

矢巾町子ども・子育て支援事業計画

その他の構想・計画

調整
連携

矢巾町都市計画
マスタープラン

反映

住民
意見

都市計画マスタープランの位置付けに基づき
(個別の都市計画の推進)

- ・土地利用
(区域区分・開発許可制度等)
- ・都市施設
(都市計画道路・都市公園等)
- ・市街地開発事業
(土地区画整理事業等)
- ・地区計画等

3

計画区域

矢巾町行政区域全域である 67.32km²を対象区域とします。基本的には都市計画区域が対象となりますが、都市計画区域外への配慮、自然環境の保全を前提とした土地利用のあり方の検討も必要であるため、都市計画区域外を含むこととします。

4

目標年次

都市計画マスタープランは、長期的な都市づくりの方針を定めるため、目標年次については概ね 20 年後の平成 50 年（2038 年）とします。ただし、今後の社会経済の情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ見直すこととします。

5

都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想の 2 編で構成されています。

全体構想編では、第 7 次矢巾町総合計画基本構想において示された本町の将来都市像の実現に向け、町域全体のまちづくりの方向性を示します。また、都市計画によるまちづくりに係る各種施策を都市計画方針として示します。

そして、地域別構想編では、地域特性や日常生活圏域などをもとに、町域を 3 つの地域に分け、それぞれの地域が有する特性や町民のまちづくりへの意向を踏まえながら、全体構想に基づくまちづくりにおける役割や目指すべき方向を示します。

矢巾町都市計画マスタープラン

●全体構想

- まちづくりの基本理念
- 将来目標人口
- 都市づくりの目標
- 将来の都市構造
- 都市づくりの方針

●地域別構想

- 地域別の現況と課題
- 地域別まちづくりの目標
- 地域別まちづくりの方針